鶴見区なにわっ子すくすくスタート実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鶴見区におけるなにわっ子すくすくスタートの実施に必要な事項 を定めるものとする。

(目的)

第2条 なにわっ子すくすくスタート(以下「事業」という。)は、主に乳幼児期の子 どもを抱える子育て家庭に対し、乳幼児健康診査等の機会を活用して、保護者の状況 に応じた子育て相談に取り組むほか、地域の実情に応じた子育て支援情報を提供する ことにより、育児不安感・負担感の軽減を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 この事業は、鶴見区における子育て支援情報提供の企画・実施と乳幼児健康診 査等の機会を活用した子育て相談の実施を行うこととする。

(子育て支援情報提供の企画・実施)

- 第4条 子育て支援情報提供としては、鶴見区内の子育て支援事業の全体像、タイムリーな講座・イベント等の情報がわかる年12回発行の情報紙、年4回発行の季刊紙及び2年に1回発行の子育てマップを作成する。
- 2 前項における情報紙の作成にあたっては、鶴見区役所、鶴見区社会福祉協議会、鶴 見区子ども・子育てプラザ、地域子育て支援拠点事業実施施設等の関係施設、子育て サークル・サロンなど子育て支援活動を行う者により組織した子育て支援連絡会で協 議し、掲載内容を決定することとする。

(乳幼児健康診査等の機会を活用した子育て相談の実施)

- 第5条 乳幼児健康診査等の機会を活用した子育で相談としては、鶴見区が行う1歳6 か月児健康診査及び3歳児健康診査において、子育で全般についての個別的な支援が 必要と思われる保護者等に対して、子育で全般についての相談に対応するほか、必要 に応じて家庭訪問を実施する。
- 2 前項における子育て相談は、鶴見区役所保健福祉課(子育て支援室)の保育士が行うものとする。

(関係機関との連携)

第6条 事業の実施においては、鶴見区内の子育て支援関係施設、地域の団体及びこど も青少年局と連携を密にし、事業が効果的に行われるように努めるものとする。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、鶴見区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。